二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び第六号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備であって、その出力が二万キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
六	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び第六号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備であって、その出力が二万キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十九年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
六	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間